

令和 8 年度船橋市障害福祉サービス等情報公表制度に係る報告計画及び公表計画

1 目的

本計画は、船橋市内の障害福祉サービス等事業者が提供する障害福祉サービス等に
係る障害福祉サービス等情報（「基本情報」及び「運営情報」）の報告、受理、公表を
効率的かつ円滑に実施するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 7
6 条の 3 及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。）第 33 条の 18 の規定に基
づき、報告に関する計画及び公表に関する計画を一体のものとして定めるものとする。

2 計画の策定者

計画の策定者は、船橋市長（以下「市長」という。）とする。

3 基本的事項

(1) 計画の基準日

令和 8 年 4 月 1 日とする。

(2) 計画の対象期間

計画の対象期間は令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

4 報告に関する計画

(1) 報告の対象となる事業者

ア 令和 8 年 4 月 1 日時点で船橋市障害福祉サービス等情報公表事業実施要綱
（以下「要綱」という。）の別表 1 のサービスの指定を受けている事業者とす
る。なお、令和 8 年 7 月 31 日時点で廃止している場合は対象とならない。

イ 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に要綱の別表 1 のサー
ビスの指定を新たに受けた事業者。

(2) 報告の方法

市は原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情
報公表システム」を通じて報告を受けるものとする。

(3) 報告の開始

ア 令和 8 年 4 月 1 日より前において指定障害福祉サービス等を提供している
事業者については、令和 8 年 5 月 1 日とする。

イ 令和 8 年 4 月 1 日以降、新たに指定障害福祉サービス等を提供する事業者に
ついては、指定を受けた日とする。

ウ 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告は、障害者総合支援法施行規則第
65 条の 9 の 6 及び児童福祉法施行規則第 36 条の 30 の 2 の規定に基づき、

当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後とする。

(4) 報告の期限

ア 令和8年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和8年7月31日とする。

イ 令和8年4月1日以降、新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする事業者については、指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から1か月以内とする。

ウ 障害福祉サービス等事業者経営情報の報告の期限は、障害者総合支援法施行規則第65条の9の7及び児童福祉法施行規則第36条の30の3の規定に基づき、当該障害福祉サービス等事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うものとする。

(5) 報告内容

船橋市障害福祉サービス等情報公表事業実施要綱第4条に定めるとおりとする。

報告に当たっては、障害福祉サービス等事業に係る事項のみを対象とすることを基本とする。ただし、医療・介護サービスに係る事業を併せて実施している場合で、当該サービス等に係る収益や費用について、障害福祉サービス等事業との記載が区分されていない場合には、当該事業に係る部分について、除外せずに報告しても差し支えない。なお、この場合であっても、適切な分析に資するようにする観点から、別添3の経営情報に掲げる事項については、できる限り障害福祉サービス等事業に係る事項のみを報告するものとする。

事業所等の財務状況が分かる書類（財務諸表又は計算書類等）は、直近の事業年度を終えた時点で作成したのものとする。原則として財務諸表（事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランスシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書））を報告するものとするが、会計基準上求められていない等の事情がある場合、資産、負債及び収支の内容がわかる簡易な計算書類でも差し支えないものとする。

一人当たり賃金は、任意での報告を可能とするものであるが、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等が分かるような形での公表を可能とするものとする。

5 公表に関する計画

(1) 公表の方法

市は、事業者から報告を受けた障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く）を独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」を通じて公表するものとする。

また、市は利用者等からの要請に応じて、紙媒体による情報提供、閲覧等につい

て行うものとする。

(2) 公表の時期

- ア 令和8年4月1日より前において指定障害福祉サービス等を提供している事業者については、令和8年9月30日とする。
- イ 令和8年4月1日から令和8年9月1日までに指定障害福祉サービス等の指定を受けた事業者については、令和8年9月30日とする。
- ウ 令和8年10月1日から令和9年3月1日までに指定障害福祉サービス等の指定を受けた事業者については、報告後1か月以内とする。
- エ 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表時期については、事業所から報告を受けた情報を属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表するため、毎年度公表する。

(3) 公表後の障害福祉サービス等情報の変更等

- ア 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX 番号、ホームページ及びメールアドレスについては、当該事項の修正または変更の報告が事業者からされた際は、速やかに公表する。
- イ ア以外の情報に関する修正または変更については、随時公表する。

6 苦情等の窓口

障害福祉サービス等情報に係る苦情の総合的な窓口は船橋市健康福祉局福祉サービス部指導監査課とする。